

長野県医療提供体制調査分析業務仕様書（案）

この業務仕様書は、県が行う長野県医療提供体制調査分析業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名

長野県医療提供体制調査分析業務

2 業務の目的

2040年を見据えた新たな地域医療構想を円滑かつ的確に策定するために必要となる、地域の実情を正確に反映した圏域・市町村ごとの医療提供体制等の現状分析、医療需要の将来推計、病床機能区分別の必要病床数の推計等の調査分析及び基礎資料の作成業務を行う。

3 委託期間

契約日から令和9年（2027年）3月25日（木）まで

4 業務内容

- (1) 県内の二次医療圏ごとにおける医療需給推計及び医療提供体制等の調査・分析を以下により実施。
なお、以下の調査・分析業務は、産業医科大学ヘルスマネジメントシステム有限責任事業組合に再委託の上、連携しながら調査・分析を進めること。

ア 疾患別・病床機能区分別の医療需要推計

国・県から提供されるデータやレセプトデータ等を活用して、疾患別（主に5疾病）、新たな地域医療構想における病床機能の区分別（高度急性期、急性期、包括期、慢性期）の医療需要推計を実施。

【県から提供するデータ】

- ・ 県レセプトデータベース（全国健康保険協会長野支部から入手した平成29年度から令和3年度分の電子レセプトデータ、長野県国民健康保険連合会から入手した平成29年度から令和6年度分の電子レセプトデータ、介護レセプトデータ及び特定健診データが搭載されているデータベース）
- ・ 医療計画作成支援データブックに搭載されている各種統計データ
- ・ 病床機能報告・外来機能報告データ
- ・ 医療機能調査データ
- ・ かかりつけ医機能報告データ
- ・ 各医療機関の対応方針
- ・ その他（分析内容に応じて提供）

イ 医療提供体制分析

国や県から提供されるデータ、病床機能報告制度のデータ等により医療提供体制の現状分析と将来予測を実施。

ウ 在宅医療・介護の需給分析・将来推計

在宅医療の患者数の推計と在宅医療・介護での受入可能数の推計を実施。

エ 医療従事者確保に係る分析

今後の患者需要の動向を踏まえ、全県および二次医療圏ごとに医療従事者の需給状況についての分析を実施。

オ 救急患者の搬送実態についての分析

消防統計データ等を元に、県内の救急搬送の実態について分析を実施。

カ 各圏域の課題を抽出

医療需要に対する供給見込み（医療提供体制）や前記ウ、エ等を考慮し各圏域の課題を抽出。

キ 関係者へのヒアリングやアンケート調査等により圏域の課題を整理

病院や医療関係者、地域住民、市町村担当者等へのヒアリングやアンケート調査などを実施し、課題を整理。

ク 疾患別・病床機能区分別必要病床数の推計とそれを実現するための施策の提言

ケ その他、長野県が必要と認めた分析

(2) 報告書及び会議資料等の作成（新たな地域医療構想の検討・策定に係る会議体や県単位・圏域別地域医療構想調整会議へ提示する資料等）

5 想定スケジュール（案）

内 容	実施主体	時 期
分析項目の検討・決定、分析開始	県・受託者	契約日～6月上旬
分析完了・検証		6月上旬～3月上旬
地域医療構想調整会議へ提示する 分析結果に係る資料作成	受託者	随時
地域医療構想調整会議への提示	県	随時

※国から提供予定の必要量等の推計ツール等の配布時期が未定であるため、スケジュールは状況に応じて協議しながら進めるものとする。

6 業務完了報告及び成果物

業務完了後、速やかに業務完了報告書を作成し、以下の成果品を添付のうえ、2部及び電子媒体（エクセル、ワード、PDF等）一式を県に提出すること。

(1) 報告書（県全体及び10 二次医療圏ごとの分析を記載したもの。）

電子媒体：報告書の内容を加工できる形式（MicrosoftWord、MicrosoftExcel 又は Microsoft

PowerPoint 等) と、加工できない形式 (PDF) の 2 種類作成し、CD-R 等で提出
※当課においてコピー&ペーストや体裁の修正が可能な電子媒体にて提出すること。

(2) 納品場所

長野県健康福祉部医療政策課

7 契約の変更

契約の変更については、委託者と受託者の協議により定めるものとする。

8 疑義について

仕様書に記載のない事項や業務内容の変更等の疑義が生じた場合は、県と受託者が協議して定める。

9 その他留意事項

- (1) 個人情報の保護については十分な注意を払い、流失・損失が生じないようにすること。
- (2) 委託業務で取得した情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外には絶対に使用しないこと。
- (3) 今回の業務委託により制作される成果品の著作権、所有権、利用権等、その他一切の権利は長野県に帰属するものとする。
また、成果品の一部に第三者が権利を有する著作物等を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関しては必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。
- (4) 本委託業務を遂行するに当たり、受託者は、本業務の内容及び目的を十分理解し、データの統計処理及び医療計画等について十分知識・経験のある職員を適切に配置し、業務を行うこと。
- (5) 受託者は県と協議した内容に従って委託契約の履行に当たることとし、委託内容に疑義が生じた場合は、直ちに県に照会すること。
- (6) 受託者は、作成状況等について、随時県へ資料を示して分かりやすく報告し、県と協議を行いながら本委託業務を進めること。
- (7) 受託者は、本委託業務の実施に際して、必要なデータを独自に入手することができない場合には、県と協議の上、対応を決定すること。
- (8) 本委託履行（納品物の納入を含む。）に際して、県が提供するもの以外の必要な費用はすべて受託者の負担とする。